

6. 第3次補正予算に係る主な検討項目

平成23年9月
農 林 水 産 省

【基本的考え方】

- ・ 3次補正においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）の下、本格的な復興対策に取り組み、東北地域を新たな食料供給基地として再生。
- ・ 水産業の復興については、水産復興マスタープランに即した、漁業・養殖業と水産加工業が一体となった復興に取り組む。
- ・ 農業の復興については、農業・農村の復興マスタープランに即した、生産基盤の整備や農業経営の再建等に取り組む。
- ・ 林業・木材産業の復興については、木材の復興需要に地域材で応えるため、木材の安定供給体制の構築等を進めるほか、木質バイオマスの活用を進める。
- ・ 以上のほか、本格的復興に向け6次産業化や再生可能エネルギーの活用、原発被害対策のほか、円高への対応を進める。

1. 水産業の復興

①漁業、養殖業の再開

- 漁業、養殖業の復興に向けて、基金方式を活用し、漁業者の操業再開時の立ち上がり経費（用船料、燃油代、氷代等）を助成
- 漁家子弟の漁業現場での長期研修や、若手漁業者が新規導入漁船に従事する際に必要となる技術習得を実施
- 漁協等による漁船・定置漁具の導入や養殖施設の災害復旧のほか、魚類・貝類の種苗放流を実施
- 燃油・配合飼料価格の高騰時に漁業者に対し補てん金を交付するための基金について、安定的な運営のため積み増しを実施

②加工流通施設の整備

- 被災した漁協等の水産業共同利用施設（荷さばき施設、加工処理施設等）について、衛生機能の高度化等を図る施設を含め整備

③漁港機能の早期回復・強化

- 水産基盤整備について、拠点漁港の流通機能を強化（高度衛生管理荷さばき所、岸壁の整備等）
- 漁港、海岸の災害復旧等を引き続き進める

④瓦礫処理

- 漁場での漁業者グループによる瓦礫処理に加え、漁船が操業中に回収した瓦礫処理や沖合漁場での瓦礫処理を実施

2. 農業の復興

①生産基盤の整備

- 市町村が策定する復興計画と連携し、地域農業の再興に向けた農業基盤の整備計画を策定
- 津波により海辺の農地が壊滅的な被害を受けた地域において、災害復旧と併せたほ場の大区画化を実施
- 除塩事業及び農地・農業用施設の災害復旧等を引き続き進める

②経営の継続・再建

- 被災市町村による担い手マスタープランの策定。プラン実現に向けて、農地の利用集積や農業用施設等の整備の推進
- 農林漁業者等の復興に向けた金融支援を実施（無利子、無担保無保証人）
- 経営再開の意思のある農業者による復旧の取組に対し、引き続き支援金（3.5万円/10a）を交付
- 被災農家等に対し、農山漁村への受入れ情報の提供、マッチングを実施

- 被災した直売・加工施設、給排水施設等の復旧のほか、農業生産関連施設の復旧等を引き続き進める

3. 林業・木材産業の復興

- 間伐、木材加工施設の整備等を基金方式で総合的に支援
- チップ工場・林業機械の復旧、木質バイオマス利活用施設の導入等を推進
- 新たに林業に従事しようとする者を対象に、林業事業体による本格採用に向けた研修を実施
- 海岸防災林を復旧・再生
- 山林施設の災害復旧等を引き続き進める

4. 6次産業化や再生可能エネルギーの活用

- 食品製造業者が被災農業者から原料調達を行うなど、被災地の農林漁業者と被災地外の事業者が連携する取組を推進
- 東北地方の豊かな観光資源を活用し、高齢者等の観光需要をターゲットとするツーリズムプランの策定
- 被災地での導入調査及び小水力等の再生エネルギー供給施設を整備

5. 原発被害への対応

- 森林や農地における除染技術を様々な現地条件において現場・施工レベルで実証
- 森林、畦畔、農道等の除染技術や、放射性物質を含む作物、排土等の減容等の技術に関する研究開発
- 森林施業等に伴う放射性物質の拡散防止技術の開発
- 放射性物質の調査・分析（農畜産物、農地土壌等に加え、森林、木材製品等）

6. 東北全体を視野に入れた措置

- 被災農業者から被災地以外の食品製造業者が原料調達を行う場合等、被災地の農林漁業者と被災地以外の事業者が連携する6次産業化の取組を支援（再掲）
- 東北地方の豊かな観光資源を活用し、高齢者等の観光需要をターゲットとするツーリズムプランの策定（再掲）
- 東北全体をカバーするネットワーク物流網の構築のため、協議会を設置し、複層的物流拠点をモデル的に整備
- 被災農家等に対し、農山漁村への受入れ情報の提供、マッチング支援（再掲）

7. 円高対策

- 円高対策については、復興基本方針を踏まえ、円高の「痛み」の緩和と雇用の海外流出の防止の観点から対応